酒税法（昭和28年法律第６号）第３条第13号に規定する「果実酒」の原料を用いたものであること。ただし、同法第３条第13号ニの果実酒に用いる香味料については、ぶどうの果汁又はぶどうの濃縮果汁（いずれも山梨県で収穫されたぶどうのみを原料としたものに限る。）であって、当該加える香味料に含有される糖類の重量が当該香味料を加えた後の果実酒の重量の100分の10を超えないものに限り用いることができる。

果汁糖度が、甲州種は14.0％以上、ヴィニフェラ種は18.0％以上、その他の品種は16.0％以上であるぶどうを用いること。ただし、ぶどう栽培期間の天候が不順であった場合には、当該ぶどう栽培期間を含む暦年内に収穫されたぶどうに限り、それぞれの必要果汁糖度を1.0％下げることができる。なお、酒税法第３条第13号ハに規定する製造方法により製造するもののうち、他の容器に移し替えることなく移出することを予定した容器及び密閉できる容器等で発酵させることにより発泡性を有することとするものに用いるぶどうについては、甲州種は11.0％以上、ヴィニフェラ種は15.0％以上、その他の品種は13.0％以上であるぶどうを用いることができる。

原料として水、アルコール及びスピリッツを使用していないこと。ブランデーについては、他の容器に移し替えることなく移出することを予定した容器で発酵させたものに、発酵後、当該容器に加える場合に限り使用すること。

・製法

酒税法第３条第13号に規定する「果実酒」の製造方法により山梨県内において製造されたものであり、「果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号）」第１項第３号に規定する「日本ワイン」であること。

酒税法第３条第13号ロ又はハに規定する製造方法により、糖類（酒税法第３条第13号ハの果実酒に用いる糖類のうち、他の容器に移し替えることなく移出することを予定した容器及び密閉できる容器等で発酵させることにより発泡性を有することとするものに用いる糖類を除く。）を加える場合は、その加える糖類の重量が、果実に用いたぶどうの品種ごとに、それぞれ次の範囲内であること。

・甲州種を100％用いたもの　100ml当たり10ｇ

・ヴィニフェラ種を85％以上用いたもの　100ml当たり６ｇ

・その他のもの　100ml当たり８ｇ

ぶどうの収穫からワインの瓶詰を行うまでの補酸の総量が９ｇ／Ｌ以下であること。

除酸剤については、総酸値を５ｇ／Ｌ低減させるまで加えることができること。

製造工程上、貯蔵する場合は山梨県内で行うこと。

消費者に引き渡すことを予定した容器に山梨県内で詰めること。

（酒類の品目に関する事項）

果実酒

（酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項及び酒類の特性を維持するための管理に関する事項）

地理的表示「山梨」管理委員会が、管理機関として山梨の特性を維持するための管理を実施する。この他の事項については、国税庁ホームページに掲載する。

備　考	この地理的表示について、表示基準第10項第３号の規定により表示基準第９項の規定を適用しないものとする商標その他の表示については、国税庁ホームページに掲載する。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年６月26日

中国地方整備局長　丸山　隆英

１　処分をした年月日　平成29年６月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　錦建設株式会社　代表取締役　迫谷　浩司　広島県広島市中区国泰寺町二丁目５－４　国土交通大臣許可（般・特－26）第2948号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成29年６月27日から平成29年６月29日までの３日間

４　処分の原因となった事実　錦建設株式会社及び同社の現場責任者は、平成28年８月20日、広島県広島市東区における民間マンション新築工事の現場において、請負人の作業員らに現場に設置されたロングスパン工事用エレベーターを使用させるに当たり、厚生労働大臣の定める規格に適合しないエレベーターを使用させ、もって当該労働者の労働災害を防止するための必要な措置を講じなかった。これにより、作業員に対し当該エレベーターを使用させた過失により、作業員１名をマンション13階から地上に墜落させ、死亡させた。

このことで、平成29年４月11日に広島簡易裁判所より、同社は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により罰金20万円、同社の現場責任者は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金30万円の略式命令を受け、それぞれ刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第４００５４号

長野県松本市波田4971番地３
申立人　山﨑三枝子
本籍長野県松本市波田6513番地、最後の住所長野県松本市波田373番地三溝ハイツ105号、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日平成28年10月12日、出生の場所長野県上伊那郡朝日村、出生年月日昭和６年１月19日、職業無職
被相続人　亡　五味やす子
事務所長野県松本市沢村３丁目１番５号　２階長瀬法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長瀬　孝浩
長野家庭裁判所松本支部

平成２９年（家）第５６号

長野県飯田市育良町１丁目11番地７
申立人　木下　伸二
本籍長野県飯田市伝馬町２丁目31番地、最後の住所長野県下伊那郡阿智村智里287番地１阿智温泉療護園、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日平成29年４月29日、出生の場所長野県下伊那郡市田村、出生年月日昭和31年12月22日、職業無職
被相続人　亡　野上　裕美
長野県飯田市育良町１丁目11番地７
相続財産管理人　木下　伸二
長野家庭裁判所飯田支部

平成２９年（家）第３０１７号

静岡県浜松市東区篠ケ瀬町586番地の１　テラス篠ケ瀬305
申立人　岩田　久恵
本籍静岡県周智郡森町大鳥居279番地２、最後の住所静岡県周智郡森町草ケ谷130番地の31、死亡の場所静岡県周智郡森町、死亡年月日平成22年９月７日、出生の場所静岡県周智郡森町、出生年月日昭和37年１月21日、職業無職
被相続人　亡　岩田　春喜
事務所静岡県浜松市中区早馬町２番地４　井口ビル２階　浜松合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田代　博之
静岡家庭裁判所掛川支部